

～ 2019年10月1日から ～

## 3歳から5歳までの障がいのある子どもたちのための 児童発達支援等の利用者負担が無償化されました

### 無料となるサービス

- ・児童発達支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・福祉型障害児入所施設※
- ・医療型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援
- ・医療型障害児入所施設※

※ 福祉型障害児入所施設と医療型障害児入所施設の利用申請は、栃木県県南児童相談所になります。

### 対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、  
「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

(具体的な対象者の例)

期 間	対象者の誕生日
令和元（2019）年10月1日～ 令和2（2020）年3月31日	平成25（2013）年4月2日～ 平成28（2016）年4月1日
令和2（2020）年4月1日～ 令和3（2021）年3月31日	平成26（2014）年4月2日～ 平成29（2017）年4月1日

※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくこととなります。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象になります。

※ 今後、受給者証を更新する際に順次、無償化対象期間を印字いたします。

### 足利市障害児通所給付費に係る利用者負担金助成事業

足利市では、無償化対象以外の未就学児の利用者負担を助成していますので、申請いただくと無料でご利用いただけます。

### 無料となるサービス

無償化と同じサービスです。

### 手続き

サービス申請時に併せて利用者負担金助成申請書を障がい福祉課に提出してください。

問い合わせ先：足利市 健康福祉部 障がい福祉課  
電話：(0284) 20-2134